Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2018年1月26日

アムンディ・米国債ファンド（毎月決算型）／（年2回決算型）

愛称：アメリカン・トレジャリー

追加型投信／海外／債券

●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・米国債ファンド（毎月決算型）」および「アムンディ・米国債ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2018年1月25日に関東財務局長に提出しており、2018年1月26日にその届出の効力が生じております。
●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
●投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
●ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年12回（毎月）	北米	ファミリーファンド	なし
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円（2017年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆3,903億円（2017年10月末現在）

■受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■< ファンドに関する照会先 >

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

「アムンディ・米国債ファンド（毎月決算型）」、「アムンディ・米国債ファンド（年2回決算型）」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」と略す場合があります。
また2本のファンドを総称して「アムンディ・米国債ファンド」または「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

◎ファンドの特色

1 アムンディ・米国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建の米国国債等（国債、地方債、政府保証債、政府機関債）、米国物価連動国債、国際機関債に投資します。

●米ドル建債券に直接投資することがあります。
●マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。

2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 毎月決算型と年2回決算型があります。

●毎月決算型は、毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、年2回決算型は、毎決算時（原則として毎年4月および10月の各25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

〔ファンドの仕組み〕

ファミリーファンド方式※1で運用を行います。

〈イメージ図〉

※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディ・パイオニア・インスティチューショナル・アセット・マネジメント・インク*に委託します。同社は、アムンディ アセットマネジメントの北米における運用拠点で、米国証券取引委員会登録（2006年）の投資顧問会社です。ERISA（従業員退職所得保障法）年金制度、公的年金制度、大学などの基金、企業、投資信託および私募ファンドなど、様々な機関投資家に資産運用サービスを提供しています。

*2018年1月1日付で、「アムンディ・スミス・ブリーデン」の吸収合併により変更となりました。なお、運用プロセス等に変更はありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔マザーファンドの運用プロセス〕

＊運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔主な投資制限〕

●原則として、株式への投資は行いません。

●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

●デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

〔分配方針〕

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

◎米国国債について

●米国国債の市場規模は800兆円を超えており、世界の国債市場規模の3割以上を占めています。また、S&PではAA、ムーディーズではAaaと高い格付を有しています。（2017年10月末現在）

●米国国債の利回りは日本と比較して相対的に高い水準で推移しています。

【 国債　市場規模ランキング 】

（2017年10月末現在）

順位	国名	市場規模	市場規模比率
1	米国	838兆円	34.9%
2	日本	474兆円	19.7%
3	フランス	197兆円	8.2%
4	イタリア	190兆円	7.9%
5	ドイツ	139兆円	5.8%
6	英国	134兆円	5.6%
7	スペイン	113兆円	4.7%
8	ベルギー	49兆円	2.1%
9	オランダ	43兆円	1.8%
10	カナダ	41兆円	1.7%
その他		184兆円	7.6%
合計		2,403兆円	100.0%

【 米国・日本の10年国債利回りの推移 】

（2004年10月末～2017年10月末、月次）

国債の市場規模ランキングおよび市場規模比率はシティ世界国債インデックスのデータです。シティ世界国債インデックスは、自国通貨建で発行された国債のみを対象としたインデックスです。先進国が構成の中心となっています。市場規模は、2017年10月末現在の為替レート（1米ドル=113.64円）で換算。

出所：シティリサーチおよびブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

◎物価連動国債について

●物価連動国債とは、物価の動向に応じて元金が増減する国債です。物価が上昇（インフレ）するとその上昇率に応じて元金が増加します。一般的な国債と比較して、物価上昇局面に対応できる債券であるといえます。

●米国物価連動国債の市場規模は140兆円を超え、世界全体の4割超を占めています。（2017年10月末現在）

【 物価連動国債　市場規模ランキング 】

（2017年10月末現在）

国名	市場規模
米国	143兆円
英国	95兆円
フランス	30兆円
イタリア	20兆円
ドイツ	9兆円
《ご参考》日本	7兆円

【 物価連動国債 市場規模比率 】

（2017年10月末現在）

物価連動国債の市場規模ランキングおよび市場規模比率はシティ世界インフレ連動債券インデックスのデータです。市場規模は、2017年10月末現在の為替レート（1米ドル=113.64円）で換算。円グラフの合計は四捨五入の関係で100とならない場合があります。

出所：シティリサーチおよびブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

【指数について】

■各シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券インデックスです。

■当資料中に使用した各インデックス（指数）の著作権・知的財産権およびその他一切の権利は各インデックスの算出元に帰属します。また各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および発行を停止する権利を有しています。

＊上記は過去のデータであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

＊当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク	ファンドは主として債券を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。一般的に、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。また、物価連動国債の価格は、物価の下落および将来の物価変動に対する市場予想の変動等により下落するリスクがあります。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
②為替変動リスク	ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
③信用リスク	ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い･償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
④カントリーリスク	投資対象国･地域において、政治･経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1.各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2.ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、各ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

毎月決算型

年2回決算型

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＊①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②の各グラフは、ファンドについては2015年12月から2017年10月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均･最大･最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2012年11月から2017年10月までの5年間の年間騰落率の平均･最大･最小を表示したものです。
＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株　MSCIコクサイ･インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ･インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング･マーケット･インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング･マーケット･インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債　シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング･マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2017年10月末日現在

◎基準価額・純資産の推移

毎月決算型

基準価額	9,197円	純資産総額	16.57億円

年2回決算型

基準価額	9,748円	純資産総額	14.14億円

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

◎分配の推移

毎月決算型

決算日	分配金(円)
31期(2017年6月26日)	20
32期(2017年7月25日)	20
33期(2017年8月25日)	20
34期(2017年9月25日)	20
35期(2017年10月25日)	20
直近1年間累計	240
設定来累計	580

年2回決算型

決算日	分配金(円)
2期(2015年10月26日)	10
3期(2016年4月25日)	0
4期(2016年10月25日)	0
5期(2017年4月25日)	0
6期(2017年10月25日)	0
設定来累計	10

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、ファンドの概要および組入上位5銘柄はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

◆資産配分

内訳	比率(%)	
	毎月決算型	年2回決算型
国債	64.91	64.82
物価連動国債	33.91	33.86
現金等	1.18	1.31
合計	100.00	100.00

*比率は各ファンドの純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆ファンドの概要(アムンディ・米国債マザーファンド)

平均最終利回り(%)	1.71
平均直接利回り(%)	2.15
修正デュレーション(年)	4.00
銘柄数	13

◆組入上位5銘柄(アムンディ・米国債マザーファンド)

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	T 6.125 11/15/27	6.125	2027/11/15	19.87
2	TII 0.125 04/15/18	0.125	2018/4/15	12.88
3	T 1.5 03/31/19	1.500	2019/3/31	11.74
4	T 0.625 04/30/18	0.625	2018/4/30	8.68
5	TII 0.125 01/15/22	0.125	2022/1/15	8.22

*比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移

毎月決算型

年2回決算型

*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2014年は設定日(12月1日)から年末まで、2017年は年初から10月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◎お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合は受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2018年1月26日から2019年1月25日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2014年12月1日（設定日）から2020年10月26日までとします。
繰上償還	委託会社は、各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	毎月決算型：年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型：年2回決算、原則毎年4月および10月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.16%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し信託報酬率（年率0.918%（税抜0.85%）以内）※を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

※毎年3月末および9月末における米国10年国債利回り（原則として、ブルームバーグ社発表のジェネリック米国債利回り10年の終値）に応じて、それぞれ4月の計算期間開始日より10月の計算期間末日までおよび10月の計算期間開始日より翌年4月の計算期間末日まで以下のとおりとします。

［信託報酬率およびその配分］ （年率）

支払先	料率 米国10年国債利回り 1%未満	1%以上2%未満	2%以上3%未満	3%以上4%未満	4%以上	役務の内容
	0.35%（税抜）	0.45%（税抜）	0.65%（税抜）	0.75%（税抜）	0.85%（税抜）	
委託会社	0.15%（税抜）	0.20%（税抜）	0.30%（税抜）	0.35%（税抜）	0.40%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.15%（税抜）	0.20%（税抜）	0.30%（税抜）	0.35%（税抜）	0.40%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）					ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.40%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。
◆上記の運用管理費用（信託報酬）は、本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
・投資信託財産に関する租税　等
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は2017年6月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント